

議案第47号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

本町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年12月 1日提出

令和4年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

（住 所） 員弁郡東員町大字八幡新田321番地5

（氏 名） 水 谷 公 一

（生年月日） 昭和29年3月24日

提案理由

本町固定資産評価審査委員会の委員水谷公一氏は、令和4年12月26日任期満了につき、後任を選任するについては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

議案第48号

東員町最終処分場再整備工事請負契約の締結について

令和4年11月18日一般競争入札に付した、東員町最終処分場再整備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月 1日提出

令和4年 月 日

東員町長 水谷俊郎

1 契約の目的	東員町最終処分場再整備工事
2 契約の方法	一般競争入札
3 契約の金額	金 円
4 契約の相手方	

提案理由

東員町最終処分場再整備工事の請負契約を締結するについては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第49号

東員町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

東員町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月 1日提出

令和4年 月 日

東員町長 水谷俊郎

東員町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、東員町企業職員（以下「企業職員」という。）の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類及び基準)

第2条 企業職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の給与の種類及び基準については、東員町職員の給与に関する条例（昭和32年東員町条例第2号）の適用を受ける職員の例による。

(会計年度任用職員の給与の種類及び基準)

第3条 会計年度任用職員の給料の基準については、東員町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年東員町条例第17号）の適用を受ける職員の例による。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

東員町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を制定するについては、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

## 議案第50号

### 東員町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東員町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月 1日提出

令和4年 月 日

東員町長 水谷俊郎

### 東員町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

東員町職員の定年等に関する条例(昭和59年東員町条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雜則(第14条)

#### 附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28

条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

## 第 2 章 定年制度

第 3 条中「60 歳」を「65 年」に改める。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間(同条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第 6 条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

第 4 条第 1 項第 1 号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第 2 号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第 3 号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第 2 項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書き中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書きに規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異

動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、東員町職員の給与に関する条例(昭和32年東員町条例第2号)第14条の2第1項に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又

は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるとときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害とな

る特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるとときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるとときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転

任せることができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるとときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)

に採用することができる。ただし、年齢 60 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第 13 条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢 60 年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

## 第 5 章 雜則

（委任）

第 14 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の 2 項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 3 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65 年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」とい

う。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

### (勤務延長に関する経過措置)

第 2 条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の東員町職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の東員町職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるとときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第 2 条に規定する定年退

職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している

者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、

令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第 13 条第 1 項の規定により採用された者の中、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者

(6) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第 1 項若しくは第 2 項、次条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第 4 条 任命権者は、前条第 1 項の規定によるほか、組合(町が加入する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 284 条第 1 項に規定する一部事

務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用するこ

とができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者の中、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者の中、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該

短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定す

る職に係る年齢とする。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第 9 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第 3 条から第 6 条までの規定が適用される間における毎年の 4 月 1 日(施行日を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職員は、第 1 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第 10 条 任命権者は、基準日(令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第 3 条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第 12 条に規定する年齢 60 年以上

退職者となつた者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### 提案理由

東員町職員の定年等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

## 議案第51号

### 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月 日提出

令和4年 月 日

東員町長 水谷俊郎

### 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(東員町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 東員町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年東員町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(東員町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 東員町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年東員町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 東員町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理

## 監督職を占める職員

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和29年東員村条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(東員町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 東員町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年東員町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号並びに第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(東員町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 東員町職員の育児休業等に関する条例(平成4年東員町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 東員町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 東員町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動

期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第16条中「含む。)」を「含む。以下同じ。)」に改め、同条の表第4条の3第1項の項を削り、同表第9条の3第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第11条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第11条第4項の項を削り、同表第11条第5項の項中「育児休業条例」を「東員町職員の育児休業等に関する条例(平成4年東員町条例第2号)」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第18条の表第9条の3第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第11条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第11条第4項の項を削り、同表第11条第5項の項中「育児休業条例」を「東員町職員の育児休業等に関する条例(平成4年東員町条例第2号)」に、「場合は」を「場合には」に改め、同表第16条の4の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第5項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により任命権者が定めた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(東員町職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 東員町職員の給与に関する条例(昭和32年東員村条例第2号)の

一部を次のように改正する。

第4条の3を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第4条の3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第9条の3第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第11条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第15条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め

る。

第16条の3中「第8条」を「第3条の2、第4条、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の4中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

5 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第7項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 東員町職員の定年等に関する条例(昭和59年東員町条例第7号)第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 東員町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

7 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第9項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用

を受ける職員のうち、特定日に附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

8 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第5項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第7項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

10 附則第7項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第5項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

11 附則第5項から前項までに定めるもののほか、附則第5項の規定

による給料月額、附則第7項の規定による給料その他附則第5項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準給 料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		193,600	204,700	223,200

(東員町職員の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 東員町職員の旅費に関する条例(昭和32年東員村条例第3号)の

一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例(昭和29年東員村条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

2 東員町職員の給与に関する条例(昭和32年東員村条例第2号)附則第5項の規定に基づく外及び規則その他の規程に基づく法附則第26項の規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

3 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(東員町職員の再任用に関する条例の廃止)

第8条 東員町職員の再任用に関する条例(平成13年東員町条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(東員町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の東員町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

(東員町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の東員町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(東員町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される東員町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、東員町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時

間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される東員町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、東員町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の東員町職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第9条の3第2項、第11条第3項及び第16条の4の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第16条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 東員町職員の給与に関する条例第3条の2、第4条、第8条、第9条及び第9条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第5項から第11項までの規定は、令和3年改正法附

則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### 提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについては、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第52号

東員町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

東員町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月 1日提出

令和4年 月 日

東員町長 水谷俊郎

東員町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例

第1条 東員町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年東員村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「例により」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の212.5」の次に「を、12月に支給する場合には100分の222.5」を加える。

第2条 東員町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の212.5を、12月に支給する場合には100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和

5年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の東員町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

#### 提案理由

東員町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

## 議案第53号

### 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月 1日提出

令和4年 月 日

東員町長 水谷俊郎

### 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例（昭和32年東員村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「例により」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の212.5」の次に「を、12月に支給する場合には100分の222.5」を加える。

第2条 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、6月に支給する場合には100分の212.5を、12月に支給する場合には100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和

5年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

#### 提案理由

町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

## 議案第54号

### 東員町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

東員町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月 1日提出

令和4年 月 日

東員町長 水谷俊郎

### 東員町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東員町職員の給与に関する条例（昭和32年東員村条例第2号）  
の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の95」の次に「を、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の45」の次に「を、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円

1	150, 100	198, 500	234, 400	266, 000	290, 700	319, 200	362, 900
2	151, 200	200, 300	236, 000	267, 700	292, 900	321, 400	365, 500
3	152, 400	202, 100	237, 500	269, 200	295, 000	323, 700	367, 900
4	153, 500	203, 900	239, 000	271, 000	297, 000	325, 900	370, 500
5	154, 600	205, 400	240, 300	272, 700	298, 800	328, 100	372, 400
6	155, 700	207, 200	241, 900	274, 500	300, 800	330, 100	374, 900
7	156, 800	209, 000	243, 400	276, 300	302, 600	332, 300	377, 200
8	157, 900	210, 800	244, 900	278, 300	304, 200	334, 500	379, 700
9	158, 900	212, 400	246, 000	280, 200	306, 100	336, 400	382, 100
10	160, 300	214, 200	247, 500	282, 200	308, 400	338, 600	384, 800
11	161, 600	216, 000	249, 000	284, 100	310, 600	340, 600	387, 400
12	162, 900	217, 800	250, 300	286, 000	312, 900	342, 800	390, 100
13	164, 100	219, 200	251, 800	287, 900	315, 000	344, 600	392, 500
14	165, 600	221, 000	253, 000	289, 700	317, 100	346, 600	394, 800
15	167, 100	222, 700	254, 300	291, 200	319, 300	348, 600	397, 000
16	168, 700	224, 500	255, 500	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400
17	169, 800	226, 100	256, 800	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200
18	171, 200	227, 800	258, 200	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200
19	172, 600	229, 400	259, 600	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100
20	174, 000	230, 900	261, 100	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900
21	175, 300	232, 200	262, 700	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800
22	177, 800	233, 800	264, 400	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600
23	180, 300	235, 400	266, 000	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400
24	182, 800	236, 900	267, 600	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300
25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100
26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600
27	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100
28	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700

再任用職員以外の職員	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300

57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	

85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600		
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800		
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000		
94		294, 900	342, 600				
95		295, 200	343, 100				
96		295, 600	343, 500				
97		295, 800	343, 700				
98		296, 100	344, 100				
99		296, 500	344, 500				
100		296, 900	344, 800				
101		297, 100	345, 100				
102		297, 400	345, 500				
103		297, 800	345, 900				
104		298, 100	346, 300				
105		298, 300	346, 800				
106		298, 600	347, 200				
107		299, 000	347, 600				
108		299, 300	348, 000				
109		299, 500	348, 500				
110		299, 900	348, 900				
111		300, 300	349, 200				
112		300, 600	349, 500				

113	300,800	350,000						
114	301,000							
115	301,300							
116	301,700							
117	301,900							
118	302,100							
119	302,400							
120	302,700							
121	303,100							
122	303,300							
123	303,600							
124	303,900							
125	304,200							
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第16条の4に規定する職員を除く。

別表第2(第3条関係)

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
		号給	給料月額	給料月額
		1	円 136,200	円 187,400
		2	円 137,100	円 188,700

3	138, 100	190, 100	211, 100
4	139, 000	191, 300	212, 300
5	140, 000	192, 300	213, 600
6	141, 000	193, 800	215, 000
7	142, 000	195, 200	216, 400
8	143, 000	196, 500	217, 800
9	143, 800	197, 900	219, 100
10	144, 800	198, 900	220, 700
11	145, 800	200, 200	222, 300
12	146, 900	201, 200	223, 700
13	147, 700	202, 400	224, 900
14	148, 700	203, 500	226, 400
15	149, 800	204, 600	227, 900
16	150, 800	205, 700	229, 200
17	151, 900	206, 600	230, 000
18	153, 300	207, 700	230, 700
19	154, 500	208, 700	231, 600
20	155, 700	209, 700	232, 600
21	156, 800	210, 600	233, 200
22	158, 000	211, 700	234, 700
23	159, 200	212, 800	236, 000
24	160, 400	213, 700	237, 000
25	161, 500	214, 600	238, 300
26	163, 000	215, 500	239, 500
27	164, 500	216, 200	240, 800
28	166, 000	217, 100	242, 000
29	167, 400	217, 900	242, 800
30	168, 800	219, 100	244, 000

再任用職員以外の職員	31	170,300	220,100	245,200
	32	171,800	220,900	246,300
	33	173,100	221,500	247,400
	34	174,800	222,500	248,400
	35	176,500	223,600	249,500
	36	178,200	224,700	250,500
	37	179,900	225,200	251,600
	38	181,300	226,300	252,500
	39	183,000	227,400	253,500
	40	184,500	228,400	254,500
	41	185,800	229,200	255,500
	42	187,200	230,200	256,700
	43	188,500	231,200	257,600
	44	189,900	232,100	258,900
	45	191,400	233,000	259,600
	46	192,700	233,900	260,600
	47	194,100	234,700	261,700
	48	195,500	235,400	262,600
	49	196,800	236,300	263,700
	50	197,900	237,300	264,700
	51	199,000	238,300	265,800
	52	200,200	239,300	266,500
	53	201,300	240,300	267,200
	54	202,400	241,300	268,000
	55	203,300	242,000	269,000
	56	204,400	242,700	270,000
	57	205,500	243,500	270,800
	58	206,400	244,400	271,800

59	207, 400	245, 300	272, 900
60	208, 400	246, 000	273, 900
61	209, 500	246, 800	274, 900
62	210, 400	247, 600	276, 000
63	211, 300	248, 500	276, 800
64	212, 200	249, 200	277, 900
65	212, 800	250, 000	278, 700
66	213, 600	250, 600	279, 500
67	214, 300	251, 300	280, 300
68	215, 000	251, 800	281, 100
69	215, 400	252, 500	281, 700
70	215, 800	253, 100	282, 500
71	216, 100	253, 500	283, 300
72	216, 400	253, 900	284, 000
73	216, 600	254, 100	284, 800
74	217, 000	254, 500	285, 500
75	217, 400	255, 000	286, 300
76	218, 000	255, 500	287, 100
77	218, 200	255, 800	287, 700
78	218, 700	256, 200	288, 200
79	219, 100	256, 700	288, 700
80	219, 500	257, 200	289, 100
81	220, 000	257, 500	289, 500
82	220, 300	257, 800	289, 900
83	220, 600	258, 100	290, 400
84	221, 000	258, 400	290, 900
85	221, 500	258, 600	291, 300
86	221, 900	258, 800	291, 900

87	222, 300	259, 100	292, 500
88	223, 000	259, 400	293, 100
89	223, 400	259, 600	293, 400
90	223, 900	259, 800	293, 900
91	224, 400	260, 200	294, 400
92	224, 800	260, 400	294, 800
93	225, 100	260, 700	295, 200
94	225, 500	261, 100	295, 700
95	225, 900	261, 400	296, 200
96	226, 200	261, 700	296, 700
97	226, 500	261, 900	297, 000
98	226, 900	262, 200	297, 400
99	227, 300	262, 400	297, 900
100	227, 700	262, 700	298, 400
101	228, 100	263, 000	298, 800
102	228, 500	263, 200	299, 200
103	228, 900	263, 500	299, 500
104	229, 300	263, 800	299, 800
105	229, 700	264, 000	300, 100
106	230, 200	264, 200	300, 500
107	230, 500	264, 500	300, 900
108	230, 900	264, 700	301, 300
109	231, 100	265, 000	301, 600
110	231, 500	265, 300	302, 000
111	232, 000	265, 600	302, 400
112	232, 400	265, 800	302, 700
113	232, 600	266, 000	302, 900
114	233, 100	266, 300	303, 200

115	233, 600	266, 500	303, 500
116	234, 100	266, 700	303, 700
117	234, 400	267, 000	303, 900
118	234, 800	267, 300	304, 200
119	235, 200	267, 600	304, 500
120	235, 600	267, 900	304, 700
121	236, 000	268, 100	304, 900
122		268, 300	305, 200
123		268, 600	305, 500
124		268, 900	305, 700
125		269, 100	305, 900
126		269, 300	306, 200
127		269, 600	306, 500
128		269, 900	306, 700
129		270, 100	306, 900
130		270, 300	307, 200
131		270, 600	307, 500
132		270, 900	307, 700
133		271, 100	307, 900
134		271, 300	
135		271, 600	
136		271, 900	
137		272, 100	
再任用職員	193, 600	204, 700	223, 200

備考 この表は、単純な業務に従事する職員で町長の定める者に適用する。

第2条 東員町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95を、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45を、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の東員町職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

##### (給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東員町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

##### (委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 提案理由

東員町職員の給与に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第55号

東員町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

東員町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月 1日提出

令和4年 月 日

東員町長 水谷俊郎

東員町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

東員町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年東員町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	150,100	458,400
2	151,200	461,500
3	152,400	464,500
4	153,500	467,500
5	154,600	470,500

6	155, 700	473, 500
7	156, 800	476, 500
8	157, 900	479, 600
9	158, 900	482, 300
10	160, 300	485, 400
11	161, 600	488, 400
12	162, 900	491, 500
13	164, 100	494, 200
14	165, 600	496, 500
15	167, 100	498, 800
16	168, 700	501, 100
17	169, 800	503, 200
18	171, 200	504, 600
19	172, 600	506, 100
20	174, 000	507, 500
21	175, 300	
22	177, 800	
23	180, 300	
24	182, 800	
25	185, 200	
26	186, 900	
27	188, 500	
28	190, 200	
29	191, 700	
30	193, 400	
31	195, 200	
32	196, 900	
33	198, 500	

34	199, 900
35	201, 400
36	202, 900
37	204, 200
38	205, 500
39	206, 700
40	208, 000
41	209, 300
42	210, 600
43	211, 900
44	213, 200
45	214, 300
46	215, 600
47	216, 900
48	218, 200
49	219, 200
50	220, 300
51	221, 300
52	222, 300
53	223, 300
54	224, 200
55	225, 100
56	226, 000
57	226, 300
58	227, 100
59	227, 800
60	228, 500
61	229, 200

62	230, 000
63	230, 700
64	231, 300
65	231, 900
66	232, 500
67	233, 100
68	233, 800
69	234, 500
70	235, 100
71	235, 600
72	236, 300
73	237, 000
74	237, 600
75	238, 200
76	238, 700
77	239, 300
78	240, 000
79	240, 700
80	241, 200
81	241, 700
82	242, 300
83	242, 900
84	243, 400
85	243, 900
86	244, 500
87	245, 100
88	245, 600
89	246, 100

90	246,600	
91	246,900	
92	247,300	
93	247,600	

## 附 則

### (施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東員町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

### (給与の内払)

第2条 改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、この条例の規定による改正前の東員町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

### (委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 提案理由

東員町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 56 号

東員町公の施設整備等に伴う関係条例の整理に関する条例の  
制定について

東員町公の施設整備等に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 1 月 1 日提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水谷俊郎

東員町公の施設整備等に伴う関係条例の整理に関する条例

(東員町学校施設の開放に関する条例の一部改正)

第 1 条 東員町学校施設の開放に関する条例（昭和 54 年東員町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「次の各号に該当すると認めるときは」を「特に必要があると認めるときは」に改め、同項各号を削る。

(東員町保健福祉センター条例の一部改正)

第 2 条 東員町保健福祉センター条例（昭和 54 年東員町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び文化的な生活の向上」を削る。

別表の 2 の表浴場の項を削る。

(東員町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 東員町体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 58 年東員町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第4から別表第6までを次のように改める。

別表第4（第7条関係）

東員町総合体育館使用料

（1）施設使用料

利用区分 使用区分	使用面	時間区分	町内（中学生以下）	町外
総合体育館	アリーナ	全面使用 (バスケットボール2面相当)	昼間 夜間	1,500円 (800円) 2,500円 (1,600円)
		1／2 使用 (バスケットボール1面相当)	昼間	800円 (400円)
		1／6 使用 (バドミントン1面相当)	夜間	1,200円 (800円)
		1／6 使用 (バドミントン1面相当)	昼間	300円 (200円)
		卓球室	夜間	500円 (300円)
	卓球室	全面使用	昼間 夜間	800円 (400円) 1,500円 (800円)
		1台使用	昼間	200円 (100円)
			夜間	300円 (200円)
		トレーニング	全面使用 昼間	1,000円 2,000円

グルーム		夜間	(500円)	
			2,000円 (1,000円)	4,000円
個人使用		昼間	100円	200円
		夜間	100円	200円
会議室	第1会議室	1時間につき	400円	800円

(2) 設備器具使用料

品名	単位	町内	町外
放送設備	1式1日	3,000円	6,000円
移動式バスケット ゴール（電動昇降 機構付き）	1面1日	500円	1,000円
シャワー（温水）	1人1回		100円

(注)

- この表において、町内とは町内に住所を有する者又は町内に勤務する者をいい、町外とはこれら以外の者をいう。
- この表の使用料は、1時間当たりの金額とする。
- この表において、昼間とは午前9時から午後5時までをいい、夜間とは午後5時から午後9時30分までをいう。
- 町内に住所を有する中学生以下の者が利用する場合の使用料は、括弧書き内の金額とする。
- 入場料金の類を徴する場合は、当該使用料の2倍の額を使用料とする。
- 使用時間において1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 使用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

東員町スポーツ公園陸上競技場使用料

(1) 施設使用料

ア 専用使用料

利用区分	使用料				延長料
	午前（午前 9時から正 午まで）	午後（午後 1時から午 後5時まで）	夜間（午後 6時から午 後9時まで）	全日（午前 9時から午 後9時まで）	
主に陸上競技として使用するとき	入場料 金の類を徴しない場合	10,000 0円	15,000 0円	10,000 0円	35,000 0円
(※芝生面は、許可を得た投げきを除いて利用しない。)	入場料 金の類を徴する場合	20,000 0円	30,000 0円	20,000 0円	70,000 0円
主にサッカー等フィールドスポーツ	入場料 金の類を徴しない場合	20,000 0円	30,000 0円	20,000 0円	70,000 0円

ツに使 用する とき (※ 芝生面 を利用 する。)	入場料 金の類 を徵す る場合	250,000円		350,000円	30,000円
---	--------------------------	----------	--	----------	---------

(注)

- 1 この表において「専用使用」とは、使用者が一定時間施設の全部（事務所を除く。）を使用することをいう。
- 2 使用時間において1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 3 使用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- 4 午前・午後使用は午前9時から午後5時まで、午後・夜間使用は午後1時から午後9時の時間までとし、その使用料は、各時間区分の規定料金の合計額とする。

#### イ 個人使用料

利用区分 使用区分	一般	高校生以下	備考
陸上競技場（昼間）	200円	100円	2時間当たり
陸上競技場（夜間）	600円	300円	2時間当たり

(注)

- 1 この表において「昼間」とは、4月から9月までの間は午前9時から午後7時まで、10月から3月までの間は午前9時から午後5時までとする。
- 2 この表において「夜間」とは、4月から9月までの間は午後7時から午後9時まで、10月から3月までの間は午後5時から午後9時ま

でとする。

3 午後5時以降の使用方法については、別に定める。

#### ウ 会議室使用料

利用区分	使用料				延長料
使用区分	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後9時まで）	全日（午前9時から午後9時まで）	1時間につき
会議室	1,200 円	1,600 円	1,200 円	4,000円	400円
中継スタッフ控室	1,200 円	1,600 円	1,200 円	4,000円	400円
マッチ・コーディネーションミーティング室	1,200 円	1,600 円	1,200 円	4,000円	400円
審判室（専用使用のみ）	1,200 円	1,600 円	1,200 円	4,000円	400円
運営本部室	1,200 円	1,600 円	1,200 円	4,000円	400円
授乳室（専用使用のみ）	1,200 円	1,600 円	1,200 円	4,000円	400円
記者席	1,200 円	1,600 円	1,200 円	4,000円	400円
記録室	1,200 円	1,600 円	1,200 円	4,000円	400円

実況放送室 1	1, 200 円	1, 600 円	1, 200 円	4, 000円	400円
実況放送室 2	1, 200 円	1, 600 円	1, 200 円	4, 000円	400円
マッチコミ ッショナー 室	1, 200 円	1, 600 円	1, 200 円	4, 000円	400円
V I P 室	5, 000 円	7, 000 円	5, 000 円	17, 000 円	1, 600 円

(注)

- 1 中継スタッフ控室及びマッチ・コーディネーションミーティング室を専用使用かつ2部屋利用時は1部屋分の料金とする。
- 2 記者席、記録室、実況放送室1、実況放送室2及びマッチコミッショナー室を専用使用かつ3部屋以上利用時は2部屋分の料金とする。
- 3 運営本部室について、専用使用時は無料とする。
- 4 午前・午後使用は午前9時から午後5時まで、午後・夜間使用は午後1時から午後9時の時間までとし、その使用料は、各時間区分の規定料金の合計額とする。

## (2) 設備器具使用料

品名	単位	専用使用時使 用料	個人使用時使 用料
シャワー	1人1回	100円	100円
拡声装置	1式1日	3, 000円	3, 000円
スタートティングブロ ック	1式1日	1, 000円	100円／1 台
ハードル	1式1日	1, 000円	100円／2 台

3, 000 メートル 障害物	1 式 1 日	1, 000 円	1, 000 円
走高跳用器具	1 式 1 日	1, 000 円	1, 000 円
棒高跳用器具	1 式 1 日	1, 000 円	1, 000 円
走幅跳三段跳用器具	1 式 1 日	500 円	500 円
電気計時装置	1 式 1 日	10, 000 円	10, 000 円
テント	1 張 1 日	1, 000 円	1, 000 円
砲丸投用器具	1 式 1 日	500 円	500 円
円盤投用器具	1 式 1 日	500 円	
ハンマー投用器具	1 式 1 日	500 円	
やり投用器具	1 式 1 日	500 円	
気象観測器具	1 式 1 日	500 円	500 円
サッカー競技用器具	1 式 1 日	1, 000 円	1, 000 円
投てき距離測定装置	1 式 1 日	3, 000 円	
照明設備 (1500 L X)	1 時間	30, 000 円	
照明設備 (1000 L X)	1 時間	20, 000 円	
照明設備 (750 L X)	1 時間	15, 000 円	
照明設備 (500 L X)	1 時間	10, 000 円	
照明設備 (300 L X)	1 時間	6, 000 円	
照明設備 (150 L X)	1 時間	3, 000 円	

(注)

1 この表において「専用使用」とは、使用者が一定時間施設の全部（事

務所を除く。) を使用することをいう。

- 2 使用時間において 1 時間に満たない時間は、1 時間とする。
- 3 使用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- 4 設備器具について、使用当日の利用状況により使用できないことがある。

別表第 6 (第 7 条関係)

グラウンド使用料

(1) 施設利用料

利用区分		町内	町外	町内(夜間)	町外(夜間)
使用区分					
陸上競技場多目的グラウンド	グラウンドゴルフ等静的競技で使用するとき	500 円	1,000 円		
	サッカーや陸上競技等動的競技で使用するとき	2,000 円	4,000 円		
城山多目的グラウンド		500 円	1,000 円	1,000 円	2,000 円
長深グラウンド		500 円	1,000 円		

(2) 設備器具使用料

品名	単位	使用料
サッカーゴール(陸上競技場多目的グラウンド)	1 対 1 日	1,000 円

(注)

- 1 この表において、町内とは町内に住所を有する者又は町内に勤務する者をいい、町外とはこれら以外の者をいう。
- 2 この表の使用料は、1時間当たりの金額とする。
- 3 この表において、夜間とは照明灯を利用する場合をいう。
- 4 使用時間において1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 5 使用時間には準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

(東員町総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 東員町総合文化センターの設置及び管理に関する条例（平成元年東員町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「教育委員会」を「東員町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第8条中「町長は、前条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体並びにそれらの機関が使用する場合又は災害時等特別の理由があると認めるとときは、使用料を減額又は免除する」を「教育委員会は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免する」に改める。

第9条中「町長」を「教育委員会」に改める。

( 笹尾コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 笹尾コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例（平成3年東員町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「町長は、前条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体並びにそれらの機関が使用する場合又は災害時等特別の理由があると認めるとときは、使用料を減額又は免除する」を「東員町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免する」に改める。

第7条中「町長」を「教育委員会」に改める。

( 東員町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 東員町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成6年東員町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条を削る。

第11条中「第8条」を「前条」に改め、同条を第9条とし、第12条を第10条とする。

第13条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同条を第11条とする。

第14条を削り、第15条を第12条とする。

別表を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和5年3月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 第3条の規定による改正後の東員町体育施設の設置及び管理に関する条例別表第4から別表第6までの規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

東員町公の施設整備等に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについては、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第57号

東員共同福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

東員共同福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定めるものとする。

令和 4年12月 1日提出

令和 4年 月 日

東員町長 水谷俊郎

東員共同福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

東員共同福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成6年条例第7号）  
の一部を次のように改正する。

別表中「研修室」を「研修室（大）」に、「大会議室（和室）」を「会議室  
(和室)」に、「小会議室（和室）」を「研修室（小）」に改める。

附 則

この条例は、令和5年3月1日から施行する。

提案理由

東員共同福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについ  
ては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る  
必要がある。

議案第58号

東員町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

東員町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月 1日提出

令和4年 月 日

東員町長 水谷俊郎

東員町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

東員町水道事業の設置に関する条例（昭和45年東員町条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東員町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出し中「水道事業の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 汚水（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する汚水をいう。）を排除するため、東員町下水道事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

第2条を次のように改める。

（法の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を令和5年4月1日から適用する。

第3条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、同条第2項中「給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、それぞれ次の各号に掲げる」を「水道事業の経営の規模は、次の」に改め、同条に次の1項を加える。

3 下水道事業の経営の規模は、下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画のとおりとする。

第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第5条第1項中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「町長が行うこととなる管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改める。

第7条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第8条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第9条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第10条の見出し中「作成」を「提出」に改め、同条第1項中「町長」を「管理者」に、「水道事業」を「上下水道事業」に、「作成しなければ」を「町長に提出しなければ」に改め、同条第2項中「作成する」を「提出する」に改め、同項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第3項中「作成する」を「提出する」に、「町長」を「管理者」に、「作成しなければ」を「提出しなければ」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（東員町課設置条例の一部改正）

2 東員町課設置条例（平成30年東員町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第14号を削る。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

（東員町職員定数条例の一部改正）

3 東員町職員定数条例（昭和44年東員町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「6人」を「10人」に、「226人」を「230人」に改める。

（東員町特別会計条例の一部改正）

4 東員町特別会計条例（昭和39年東員町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号を次のように改める。

（2） 介護保険特別会計 介護保険事業

第1条に次の1号を加える。

（3） 後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業

（東員町特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

5 前項の規定による改正前の東員町特別会計条例の規定による東員町下水道事業特別会計に係る令和4年度の決算については、なお従前の例による。

（東員町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の一部改正）

6 東員町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例（平成24年東員町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「規則で」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が」に改め、同条第5号中「規則で」を「管理者が」に改める。

（東員町下水道条例の一部改正）

7 東員町下水道条例（平成4年東員町条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 公共下水道の使用（第15条—第17条）」を「第4章 公共下水道の使用（第15条・第16条）第4章の2 公共下水道使用料（第17条—第17条の9）」に「第29条」を「第29条・第30条」に改める。

第2条中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道で町の設置するものをいう。

(9) 給水装置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。

第2条に次の2号を加える。

(11) 使用月 使用料徴収の便宜上区分されたおおむね2か月の期間をいう。

(12) 開発行為 事業者が、排水設備から排除される汚水を公共下水道に受け入れるために設置するます及び取付管（以下「公共ます」という。）を2か所以上設置し、かつ、これを町が設置する公共下水道に排水管を延長し、接続する行為をいう。

第3条ただし書中「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改める。

第3条の2第1項中「排水設備から排除される汚水を公共下水道に受け入れるため設置するます及び取付管（以下「公共ます」という。）」を「公共ます」に改め、次のただし書を加える。

ただし、開発行為に係るものを除く。

第3条の2に次の1項を加える。

3 開発行為はこれを行う事業者が自ら行い、これに要する全ての経費は当該開発行為を行う事業者の負担とする。この場合において、当該開発行為を行おうとする事業者は、管理者とあらかじめ協議をしなければならない。

第4条第2号中「規則」を「管理者」に改める。

第4条第3号中「町長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改める。

第6条第2項中「町長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第8条第1項中「規則で」を「管理者が」に改め、同条第2項中「町長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が」に改める。

第9条第1項中「規則」を「上下水道課管理規程」に、「町長」を「管理者」に改める。

第10条を次のように改める。

(特定事業場からの汚水の排除の制限)

第10条 特定事業場から汚水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第9条の5及び第9条の6に定める基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。

第11条の前の見出しを「（除害施設の設置等）」に改め、同条を次のように改める。

第11条を次のように改める。

(除害施設の設置等)

第11条 法第12条の11第1項の規定により、令第9条の10に定める基準に適合しない汚水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

第12条第1項中「第12条の10第1項第2号の規定による次に定める基準」を「第12条の11第1項第2号に規定する条例で定める基

準は、令第9条の11に定める基準とし、これ」に改め、同項各号を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第13条第1項中「規則」を「上下水道課管理規程」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第14条中「町長」を「管理者」に改める。

第15条中「、休止し」を「、中止し」に、「休止している」を「中止している」に、「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改める。

第16条の次に次の章名を付する。

#### 第4章の2 公共下水道使用料

第17条第1項中「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「額、徴収方法等については、別に条例で定める」を「徴収は、第15条に規定する届出に基づき行うものとする」に、同条に次の1項を加える。

3 第15条に規定する届出を怠った場合は、管理者が使用者の公共下水道の使用開始日等を認定するものとする。

第17条の次に次の8条を加える。

##### (使用料の徴収方法)

第17条の2 使用料は、納入通知書又は集金若しくは口座振替等の方法により1使用月ごとに徴収する。ただし、使用を中止し、又は廃止したときは、隨時に徴収することができる。

##### (納付期限)

第17条の3 使用者は、管理者が指定する納期限までに使用料を納付しなければならない。

##### (使用料の前納)

第17条の4 前2条の規定にかかわらず、工事その他の理由により公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるとときは、管理者は、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の

精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき、その他管理者が必要と認めたときに行うものとする。

(使用料の算定方法)

第17条の5 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「汚水量」という。）に応じ、別表に定めるところにより算定した合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 汚水量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(3) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水量及びその算出根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案してその汚水量を認定する。

3 使用者が使用月の途中において公共下水道の使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は現に中止しているその使用を再開したときも、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。

(資料の提出)

第17条の6 管理者は、使用料を算出するためには必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

2 使用者は、使用料の算定の基礎となる事項に異動が生じたときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(計測装置の取付等)

第17条の7 管理者は、第17条の5第2項第2号に定める使用水量を認定するために必要があると認めるときは、適当な場所に計測装置を取り付けることができる。

2 使用者は、前項の規定により取り付けられた装置を善良な注意をもつて管理しなければならない。

3 使用者は、第1項の規定により取り付けられた装置を損傷し、又は紛失したときは、町にその損害を賠償しなければならない。

(使用料の納期限の延長及び減免)

第17条の8 管理者は、天災その他特別の事情がある場合において使用料の納期限の延長又は減免を必要とする者、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受ける者及びこれに準ずる者その他特別の事情のある者に限り、使用料の納期限の延長をし、又はこれを減免することができる。

(督促及び督促手数料)

第17条の9 管理者は、使用者が納期限までに使用料を完納しないときは、督促状を発しなければならない。

2 前項の規定により督促状を発した場合は、督促状1通について50円の督促手数料を徴収する。

第18条、第20条、第21条第1項及び第22条中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改める。

第23条ただし書中「規則」を「上下水道課管理規程」に、「町長」を「管理者」に改める。

第24条、第25条第1項ただし書及び第2項中「町長」を「管理者」に改める。

第26条第1項中「規則」を「上下水道課管理規程」に、「町長」を

「管理者」に改め、同条第2項中「規則」を「上下水道課管理規程」に、「町長」を「管理者」に改める。

第27条中「町長」を「管理者」に改める。

第28条の見出し中「規則への」を削り、同条中「規則で」を「管理者が」に改める。

第29条第9号中「第18条第1項」を「第18条」に改め、同条第13号中「第18条第1項、第21条、第23条若しくは第28条第1項」を「第18条、第21条第1項若しくは第23条」に改め、「第15条」の次に「、第17条の6第2項」を加え、「、若しくは第26条」を「若しくは第26条第1項若しくは第2項」に改め、同条に次の3号を加える。

(14) 第17条の5第2項第3号の規定による申告書又は第17条の6第1項の規定による資料で虚偽の記載のあるものを提出した申告者又は資料の提出者

(15) 第17条の6第1項の規定による資料の提出を求められてこれを拒否した者

(16) 第17条の7第1項の規定による計測装置の取り付けを拒否し、又は妨げた者

本則に次の1条を加える。

第30条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第17条の5関係）

基本使用料		超過使用料	
汚水量	料金	汚水量	料金 1 m <sup>3</sup> につき
20 m <sup>3</sup> まで	1, 200円	20 m <sup>3</sup> を超え 40 m <sup>3</sup> まで	100円

	40 m <sup>3</sup> を超える 0 m <sup>3</sup> まで	120 円
	60 m <sup>3</sup> を超える 00 m <sup>3</sup> まで	135 円
	100 m <sup>3</sup> を超える 200 m <sup>3</sup> まで	155 円
	200 m <sup>3</sup> を超える 1,000 m <sup>3</sup> ま で	180 円
	1,000 m <sup>3</sup> を 超えるとき	200 円

(東員町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

8 東員町公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成6年東員町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（定義）」を削る。

第3条の次に次の1条を加える。

（供用開始の公示）

第3条の2 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）は、供用開始区域を決定したときは、遅滞なく排水区域の名称及び区域を公示しなければならない。

第5条中「町長」を「管理者」に改める。

第6条中「町長」を「管理者」に、「一に該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、受益者がその負担金を納付することが困難であると認められるときは、その」を「いずれかに該当する場合は、負担金の」に改め、同条第3号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

（1） 受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況に

より、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

第 7 条に次の 1 項を加える。

3 下水道条例第 3 条の 2 第 3 項に規定する開発行為を行い、これに要する全ての経費を負担し、かつ、町に当該開発行為に係る施設を寄贈した受益者については、負担金を減免することができる。

第 7 条第 2 項、第 8 条、第 9 条第 1 項及び第 10 条中「町長」を「管理者」に改める。

第 11 条中「規則で」を「管理者が」に改める。

附則第 1 項の項番号を削る。

附則第 2 項を削る。

(東員町水洗便所改造資金あつせん及び利子補給に関する条例の一部改正)

9 東員町水洗便所改造資金あつせん及び利子補給に関する条例（平成 6 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「町長は」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）は」に、「別に町長」を「別に管理者」に改め、「（以下「指定金融機関」という。）」を削り、同条第 2 号中「町長」を「管理者」に、「指定金融機関」を「別に管理者が指定する金融機関」に改める。

第 6 条中「町長」を「管理者」に改める。

第 7 条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(東員町水道事業給水条例の一部改正)

10 東員町水道事業給水条例（平成 10 年東員町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第 3 号中「町長」を「管理者」に改める。

第 4 条の 2 中「町長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「町長」を「管理者」に改め、第5条第2項を削る。

第6条ただし書中「町長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「町長」を「管理者」に、「の指定」を「の規定により指定」に改め、同条第2項中「町長」を「管理者」に、同条第3項中「町長」を「管理者」に改める。

第8条第1項及び第2項中「町長」を「管理者」に改める。

第9条第1項及び第3項中「町長」を「管理者」に改める。

第10条第1項中「町長」を「管理者」に改める。

第10条第2項中「清算する」を「精算する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(給水装置の新設等に伴う負担金)

第10条の2 給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増径する場合に限る。以下同じ。)の申込者は、次の表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を負担金として納入しなければならない。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

メーターの口径	負担金
13ミリメートル	50,000円
20ミリメートル	75,000円
25ミリメートル	100,000円
30ミリメートル	150,000円
40ミリメートル	200,000円
50ミリメートル	350,000円
75ミリメートル	500,000円
100ミリメートル以上	1,000,000円

2 既設のメーターの口径を増径する場合の負担金の額は、新口径に係る負担金と旧口径に係る負担金との差額とする。

3 既納の負担金は、還付しない。

第11条、第13条から第15条まで、第16条第1項ただし書及び第2項、第18条、第19条第2項中「町長」を「管理者」に改める。

第20条第1項中「異状」を「異常」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第2項ただし書中「町長」を「管理者」に改める。

第21条第1項、第24条ただし書、第25条中「町長」を「管理者」に改める。

第26条の見出し中「於ける」を「おける」に改め、同条第1項第1号中「1カ月分」を「1月分」に改める。

第27条第1項中「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「清算する」を「精算する」に改める。

第28条第1項中「集金」の次に「若しくは口座振替等」を加え、ただし書中「町長」を「管理者」に改める。

第29条第1項中「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定により」を加える。

第30条第1項ただし書、第2項第1号及び第2号の表中「町長」を「管理者」に改め、同項第3号中「の指定」を「に規定する指定」に改め、同条第3項ただし書中「町長」を「管理者」に改める。

第31条、第32条中「町長」を「管理者」に改める。

第33条第1項中「町長」を「管理者」に、「第4条」を「第6条」に改め、同条第2項中「町長」を「管理者」に改める。

第34条、第35条及び第38条中「町長」を「管理者」に改める。

(東員町公共下水道使用料条例の廃止)

1 1 東員町公共下水道使用料条例（平成5年東員町条例第16号）は、廃止する。

(東員町下水道条例の一部改正及び東員町公共下水道使用料条例の廃止に伴う経過措置)

1 2 附則第7項の規定による改正後の東員町下水道条例に規定する公共下水道使用料についてはこの条例の施行の日（以下「施行日」とい

う。) 以後に発生する公共下水道使用料から適用し、施行日前に発生する公共下水道使用料については前項の規定による廃止前の東員町公共下水道使用料条例の例による。

#### 提案理由

東員町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第59号

三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和5年4月1日から、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数が減少すること及び三重県市町公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約を次のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年12月 1日提出

令和4年 月 日

東員町長 水谷俊郎

三重県市町公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

三重県市町公平委員会共同設置規約（平成18年4月1日制定）の一部を次のように変更する。

別表中 「わたらい老人福祉施設組合  
宮川福祉施設組合」 を「わたらい老人福祉施設組合」  
に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

## 提案理由

令和5年3月31日をもって宮川福祉施設組合が解散し、三重県市町公平委員会から脱退することに伴い、当該公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会規約を変更することについて協議する必要があるため。

議案第 60 号

令和 4 年度 東員町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年度東員町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 368,192 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,326,451 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 12 月 1 日提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水谷俊郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
16. 国庫支出金	
	1. 国庫負担金
	2. 国庫補助金
17. 県支出金	
	1. 県負担金
20. 繰入金	
	1. 特別会計繰入金
21. 繰越金	
	1. 繰越金
22. 諸収入	
	3. 雜入
23. 町債	
	1. 町債
歳入合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
1,423,200	2,420	1,425,620
792,730	193	792,923
625,981	2,227	628,208
641,741	96	641,837
335,829	96	335,925
411,379	4,084	415,463
224	4,084	4,308
175,855	360,856	536,711
175,855	360,856	536,711
184,637	12,736	197,373
174,565	12,736	187,301
1,296,400	△12,000	1,284,400
1,296,400	△12,000	1,284,400
9,958,259	368,192	10,326,451

歳 出

款	項
1. 議会費	
	1. 議会費
2. 総務費	
	1. 総務管理費
	4. 選挙費
3. 民生費	
	1. 社会福祉費
	2. 児童福祉費
4. 衛生費	
	1. 保健衛生費
	2. 清掃費
6. 農林水産業費	
	1. 農業費
8. 土木費	
	1. 土木管理費
	2. 道路橋りょう費
	4. 都市計画費

(単位：千円)

既定額	補正額	計
123, 333	△3, 727	119, 606
123, 333	△3, 727	119, 606
1, 141, 291	40, 639	1, 181, 930
1, 019, 967	41, 569	1, 061, 536
23, 115	△930	22, 185
3, 455, 581	76, 013	3, 531, 594
2, 228, 122	21, 185	2, 249, 307
1, 227, 459	54, 828	1, 282, 287
1, 223, 485	206, 541	1, 430, 026
829, 024	205, 698	1, 034, 722
394, 461	843	395, 304
207, 101	△1, 839	205, 262
201, 978	△1, 839	200, 139
732, 184	4, 543	736, 727
48, 201	△1, 745	46, 456
213, 526	4, 888	218, 414
456, 558	1, 400	457, 958

款	項
9. 消防費	
	1. 消防費
10. 教育費	
	1. 教育總務費
	2. 小学校費
	3. 中学校費
	4. 幼稚園費
	5. 社會教育費
	6. 保健体育費
歲出合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
746,584	△4,222	742,362
746,584	△4,222	742,362
1,598,157	50,244	1,648,401
344,424	17,629	362,053
250,801	13,114	263,915
184,475	7,432	191,907
260,860	14,751	275,611
146,955	8,124	155,079
410,642	△10,806	399,836
9,958,259	368,192	10,326,451

## 第2表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
教 育 債	千円 92,700	証書借入 又は 証券発行	3.5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、その 融資条件によ り、銀行その他 の場合にはそ の債権者と協 定するものに よる。ただし、 町財政の都合 により据置期 間及び償還期 限を短縮し、又 は繰上償還も しくは低利に 借換えするこ とができる。	千円 80,700	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ

## 提案理由

令和4年度本町一般会計既定予算を補正するについては、地方自治法第218条第1項及び同法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がある。



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

#### 歳入

(単位:千円)

款	既定額	補正額	計
16. 国庫支出金	1,423,200	2,420	1,425,620
17. 県支出金	641,741	96	641,837
20. 繰入金	411,379	4,084	415,463
21. 繰越金	175,855	360,856	536,711
22. 諸収入	184,637	12,736	197,373
23. 町債	1,296,400	△12,000	1,284,400
歳入合計	9,958,259	368,192	10,326,451

歳 出

款	既定額	補正額	計
1. 議会費	123, 333	△3, 727	119, 606
2. 総務費	1, 141, 291	40, 639	1, 181, 930
3. 民生費	3, 455, 581	76, 013	3, 531, 594
4. 衛生費	1, 223, 485	206, 541	1, 430, 026
6. 農林水産業費	207, 101	△1, 839	205, 262
8. 土木費	732, 184	4, 543	736, 727
9. 消防費	746, 584	△4, 222	742, 362
10. 教育費	1, 598, 157	50, 244	1, 648, 401
歳出合計	9, 958, 259	368, 192	10, 326, 451

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			△3,727
			40,639
693			75,320
			206,541
			△1,839
			4,543
			△4,222
1,534	△12,000		60,710
2,227	△12,000		377,965

## 2. 歳入

### (款) 16. 国庫支出金

#### (項) 1. 国庫負担金

目	既定額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	681, 944	193	682, 137
計	792, 730	193	792, 923

### (款) 16. 国庫支出金

#### (項) 2. 国庫補助金

2. 民生費国庫補助金	160, 410	693	161, 103
5. 教育費国庫補助金	926	1, 534	2, 460
計	625, 981	2, 227	628, 208

### (款) 17. 県支出金

#### (項) 1. 県負担金

2. 民生費県負担金	331, 939	96	332, 035
計	335, 829	96	335, 925

### (款) 20. 繰入金

#### (項) 1. 特別会計繰入金

3. 介護保険特別会計繰入金	202	4, 084	4, 286
計	224	4, 084	4, 308

### (款) 21. 繰越金

#### (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	175, 855	360, 856	536, 711
計	175, 855	360, 856	536, 711

一般会計  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5. 低所得者保険料軽減負担金	193	低所得者保険料軽減負担金（過年度分） 193

1. 社会福祉費補助金	693	地域生活支援事業費補助金	693
3. 教育総務費補助金	1,534	学校施設環境改善交付金	1,534

6. 低所得者保険料軽減負担金	96	低所得者保険料軽減負担金（過年度分）	96

1. 介護保険特別会計繰入金	4,084	介護保険特別会計繰入金	4,084

1. 繰越金	360,856	前年度繰越金	360,856

(款) 22. 諸収入

(項) 3. 雜入

目	既定額	補正額	計
1. 雜入	174, 565	12, 736	187, 301
計	174, 565	12, 736	187, 301

(款) 23. 町債

(項) 1. 町債

8. 教育債	92, 700	△12, 000	80, 700
計	1, 296, 400	△12, 000	1, 284, 400

一般会計  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 雜入	12,736	障害福祉事業精算交付金 12,271 障害者介護給付費等審査会共同設置負担金精算金 23 社会福祉協議会運営補助金等精算金 442

1. 教育債	△12,000	学校教育施設等整備事業債	△12,000

### 3. 歳出

#### (款) 1. 議会費

##### (項) 1. 議会費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 議会費	116,197	△3,727	112,470				△3,727	
計	123,333	△3,727	119,606				△3,727	

#### (款) 2. 総務費

##### (項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	464,318	30,107	494,425				30,107
----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

(単位：千円)

節				説明
区分	金額	細節		
1. 報酬	116	非常勤職員報酬	116	◎議員報酬等 議員期末手当
				△206 △206
2. 給料	△1,909	一般職給	△1,909	◎正規職員人件費
				△3,475
3. 職員手当等	△538	扶養手当	318	一般職給
		通勤手当	24	扶養手当
		時間外勤務手当	△133	通勤手当
		児童手当	300	時間外勤務手当
		期末手当	△605	児童手当
		勤勉手当	△188	期末手当
		議員期末手当	△206	勤勉手当
		地域手当	△48	地域手当
4. 共済費	△1,396	共済組合負担金	△823	共済組合負担金
		共済組合追加費用	△223	共済組合追加費用
		共済組合事務費	△6	旧恩給組合追加費用
		旧恩給組合追加費用	△2	退職手当組合負担金
		退職手当組合負担金	△335	互助会負担金
		互助会負担金	△7	△7
				◎会計年度任用職員人件費
				△46
				パートタイム会計年度任用職員報酬
				116
				パートタイム会計年度任用職員期末手当
				7
				パートタイム会計年度任用職員共済組合負担
				金
				△163
				パートタイム会計年度任用職員共済組合事務
				費
				△6

1. 報酬	3,726	非常勤職員報酬	3,726	◎特別職人件費	△3,028
				特別職期末手当	△81
2. 給料	5,649	一般職給	5,649	特別職共済組合負担金	△2,724
				特別職共済組合追加費用	△221
3. 職員手当等	7,871	扶養手当	133	特別職旧恩給組合追加費用	△2
		住居手当	△120		

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
(一般管理費)						

(単位：千円)

節				説明
区分	金額	細節		
		通勤手当 298 時間外勤務手当 1,004 管理職手当 2,004 管理職特別勤務手当 320 児童手当 85 期末手当 1,103 勤勉手当 2,892 特別職期末手当 △81 地域手当 233	◎正規職員人件費 26,773 一般職給 3,481 扶養手当 133 住居手当 △120 通勤手当 163 時間外勤務手当 902 管理職手当 2,004 管理職特別勤務手当 320 児童手当 85	
4. 共済費	12,811	共済組合負担金 943 共済組合追加費用 △2,213 共済組合事務費 △63 旧恩給組合追加費用 △20 退職手当組合負担金 17,064 互助会負担金 47 特別職共済組合負担金 △2,724 特別職共済組合追加費用 △221 特別職旧恩給組合追加費用 △2	期末手当 419 勤勉手当 2,892 地域手当 168 共済組合負担金 1,803 共済組合追加費用 △2,185 共済組合事務費 △23 旧恩給組合追加費用 △20 退職手当組合負担金 16,704 互助会負担金 47 ◎会計年度任用職員人件費 6,312 パートタイム会計年度任用職員報酬 3,726	
5. 災害補償費	50	災害補償費 50	フルタイム会計年度任用職員給 2,058 パートタイム会計年度任用職員給 110 フルタイム会計年度任用職員通勤手当 135 フルタイム会計年度任用職員時間外勤務手当 102 フルタイム会計年度任用職員期末手当 405 パートタイム会計年度任用職員期末手当 279 フルタイム会計年度任用職員地域手当 62 パートタイム会計年度任用職員地域手当 3 パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 △860 フルタイム会計年度任用職員共済組合追加費用 △28 パートタイム会計年度任用職員共済組合事務費 △40	

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
(一般管理費)								
5. 財産管理費	97,121	11,462	108,583				11,462	
計	1,019,967	41,569	1,061,536				41,569	

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

3. 参議院議員選挙費	19,396	△930	18,466				△930
計	23,115	△930	22,185				△930

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	1,580,643	19,243	1,599,886	693			18,550
				(国) 693			

(単位：千円)

節				説明
区分	金額	細節		
			フルタイム会計年度任用職員退職手当組合負担金	360
			④一般管理経費	50
			災害補償費	50
10. 需用費	11,462	光熱水費	11,462	④庁舎等施設維持管理経費 電気代
				11,462 11,462

3. 職員手当等	△930	時間外勤務手当	△1,050	④正規職員人件費	△930
		管理職特別勤務手当	120	時間外勤務手当	△1,050
				管理職特別勤務手当	120

1. 報酬	1,880	非常勤職員報酬	1,880	④正規職員人件費	12,599
2. 給料	6,604	一般職給	6,604	一般職給	6,604
3. 職員手当等	4,165	扶養手当	456	扶養手当	456
		住居手当	△525	住居手当	△525
		通勤手当	31	通勤手当	31
		時間外勤務手当	△243	時間外勤務手当	△243
		管理職手当	1,476	管理職手当	1,476
		管理職特別勤務手当	240	管理職特別勤務手当	240
		児童手当	415	児童手当	415
		期末手当	56	期末手当	△196
				勤勉手当	2,003
				地域手当	256

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
(社会福祉総務費)								
2. 高齢者福祉費	338,944	△3,973	334,971				△3,973	
3. 社会福祉施設費	95,060	5,067	100,127				5,067	

(単位：千円)

節				説明
区分	金額	細節		
		勤勉手当 2,003 地域手当 256		共済組合負担金 2,928 共済組合追加費用 △1,371
4. 共済費	1,683	共済組合負担金 2,580 共済組合追加費用 △1,410 共済組合事務費 10 旧恩給組合追加費用 △11 退職手当組合負担金 503 互助会負担金 11		共済組合事務費 22 旧恩給組合追加費用 △11 退職手当組合負担金 503 互助会負担金 11
12. 委託料	1,386	委託料 1,386		◎会計年度任用職員人件費 1,733 パートタイム会計年度任用職員報酬 1,880 フルタイム会計年度任用職員期末手当 △25
18. 負担金補助 及び交付金	335	負担金 335		パートタイム会計年度任用職員期末手当 277 パートタイム会計年度任用職員共済組合負担 金 △348
22. 償還金利子 及び割引料	864	償還金利子及び割引料 864		フルタイム会計年度任用職員共済組合追加費 用 △39
27. 繰出金	2,326	繰出金 2,326		パートタイム会計年度任用職員共済組合事務 費 △12
				◎国民健康保険特別会計繰出金 2,326 国民健康保険特別会計繰出金 2,326
				◎障害者自立支援事業 2,250 システム改修委託料 1,386 障害者自立支援給付費負担金等返還金 864
				◎障害者地域生活支援事業 335 手話通訳者等派遣事業負担金 335
22. 償還金利子 及び割引料	148	償還金利子及び割引料 148		◎高齢者福祉事業 148 負担金等返還金 148
27. 繰出金	△4,121	繰出金 △4,121		◎介護保険特別会計繰出金 △4,121 介護保険特別会計繰出金 △4,121
10. 需用費	5,067	光熱水費 5,067		◎ふれあいセンター経費 5,067 電気代 5,067

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
5. 防犯事業費	7,620	848	8,468				848	
計	2,228,122	21,185	2,249,307	693			20,492	

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	90,031	44,027	134,058				44,027
3. 保育園費	620,653	2,157	622,810				2,157

(単位：千円)

節				説明
区分	金額	細節		
10. 需用費	848	光熱水費	848	④防犯事業経費 防犯灯電気代

22. 償還金利子 及び割引料	44,027	償還金利子及び割引料	44,027	④児童福祉事業 子ども・子育て支援交付金等返還金 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補 助金等返還金
1. 報酬	11,538	非常勤職員報酬	11,538	④保育士人件費 一般職給
2. 給料	2,648	一般職給	2,648	扶養手当 住居手当
3. 職員手当等	△1,814	扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 児童手当 期末手当 勤勉手当 地域手当	△240 △158 △144 △35 △260 △1,461 412 72	△144 △38 △240 △886 △266 △3 △239 △1,383 △12 △12 △203 △5 △98 △145 3 80 △177 △5 △177 146
4. 共済費	△10,215	共済組合負担金 共済組合追加費用 共済組合事務費 旧恩給組合追加費用 退職手当組合負担金 互助会負担金	△6,616 △3,040 △351 △26 △177 △5	④調理員人件費 一般職給 時間外勤務手当 児童手当 期末手当 勤勉手当

## (款) 3. 民生費

## (項) 2. 児童福祉費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
(保育園費)								
4. 保育園管理費	56,597	8,644	65,241				8,644	
計	1,227,459	54,828	1,282,287				54,828	

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	117,861	△7,491	110,370				△7,491
------------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

(単位：千円)

節				説明
区分	金額	細節		
				地域手当 4 共済組合負担金 △66 共済組合追加費用 △257 旧恩給組合追加費用 △2 退職手当組合負担金 26  ④会計年度任用職員人件費 4,930 パートタイム会計年度任用職員報酬 11,538 パートタイム会計年度任用職員給 2,359 児童手当 △100 フルタイム会計年度任用職員期末手当 △473 パートタイム会計年度任用職員期末手当 75 パートタイム会計年度任用職員地域手当 71 パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 △6,789 フルタイム会計年度任用職員共済組合追加費用 △1,400 フルタイム会計年度任用職員共済組合事務費 △113 パートタイム会計年度任用職員共済組合事務費 △226 フルタイム会計年度任用職員旧恩給組合追加費用 △12
10. 需用費	8,644	光熱水費 8,644	④保育園維持管理経費	8,644
			電気代	8,644

1. 報酬	1,293	非常勤職員報酬 1,293	④正規職員人件費	△7,619
2. 給料	△3,545	一般職給 △3,545	一般職給	△3,545

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
(保健衛生総務費)								
2. 予防費	310,656	208,882	519,538				208,882	
3. 健康推進費	103,283	1,900	105,183				1,900	
6. 斎苑管理費	267,818	2,407	270,225				2,407	
計	829,024	205,698	1,034,722				205,698	

(単位：千円)

節				説明	
区分	金額	細節			
3. 職員手当等	△2,246	扶養手当	△18	通勤手当	△127
		住居手当	95	時間外勤務手当	△243
		通勤手当	△127	児童手当	△160
		時間外勤務手当	△243	期末手当	△1,375
		児童手当	△160	勤勉手当	△281
		期末手当	△1,406	地域手当	△106
		勤勉手当	△281	共済組合負担金	△844
		地域手当	△106	共済組合追加費用	△804
4. 共済費	△2,993	共済組合負担金	△1,944	共済組合事務費	△1
		共済組合追加費用	△804	旧恩給組合追加費用	△7
		共済組合事務費	△35	退職手当組合負担金	△199
		旧恩給組合追加費用	△7	互助会負担金	△4
		退職手当組合負担金	△199	④会計年度任用職員人件費	128
		互助会負担金	△4	パートタイム会計年度任用職員報酬	1,293
22. 償還金利子 及び割引料	208,882	償還金利子及び割引料	208,882	パートタイム会計年度任用職員期末手当	△31
				パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金	△1,100
				パートタイム会計年度任用職員共済組合事務費	△34
18. 負担金補助 及び交付金	405	負担金	405	④新型コロナワクチン接種体制確保事業	208,882
				新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金等返還金	208,882
				④母子保健事業費	1,495
22. 償還金利子 及び割引料	1,495	償還金利子及び割引料	1,495	母子保健総合支援事業国庫補助金返還金	1,495
				④救急医療等運営費	405
				桑名市応急診療所運営費分担金	405
10. 需用費	2,407	光熱水費	2,407	④斎苑管理運営経費	2,407
				電気代	2,407

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源		その他		
				国県支出金	地方債			
1. 塵芥処理費	382,764	843	383,607				843	
計	394,461	843	395,304				843	

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

1. 農業委員会費	21,886	△170	21,716				△170
2. 農業総務費	50,571	△1,669	48,902				△1,669

(単位：千円)

節				説明
区分	金額	細節		
10. 需用費	843	光熱水費	843	◎ごみ処理施設維持管理経費 843 電気代 843

2. 給料	28	一般職給	28	◎正規職員人件費 △170 一般職給 28
3. 職員手当等	△25	時間外勤務手当 2 期末手当 △106 勤勉手当 78 地域手当 1		時間外勤務手当 2 期末手当 △106 勤勉手当 78 地域手当 1
4. 共済費	△173	共済組合負担金 △53 共済組合追加費用 △124 旧恩給組合追加費用 △1 退職手当組合負担金 5		共済組合負担金 △53 共済組合追加費用 △124 旧恩給組合追加費用 △1 退職手当組合負担金 5
1. 報酬	665	非常勤職員報酬	665	◎正規職員人件費 △2,457 一般職給 △777
2. 給料	△777	一般職給	△777	扶養手当 △18 住居手当 306
3. 職員手当等	△683	扶養手当 △18 住居手当 306 通勤手当 △268 時間外勤務手当 △54 児童手当 △120 期末手当 △501 勤勉手当 △4 地域手当 △24		通勤手当 △268 時間外勤務手当 △54 児童手当 △120 期末手当 △551 勤勉手当 △4 地域手当 △24 共済組合負担金 △359 共済組合追加費用 △360
4. 共済費	△910	共済組合負担金 △322 共済組合追加費用 △360 旧恩給組合追加費用 △3 退職手当組合負担金 △220 互助会負担金 △5		旧恩給組合追加費用 △3 退職手当組合負担金 △220 互助会負担金 △5
8. 旅費	36	費用弁償	36	◎会計年度任用職員人件費 788 パートタイム会計年度任用職員報酬 665 パートタイム会計年度任用職員期末手当 50

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
(農業総務費)								
計	201,978	△1,839	200,139				△1,839	

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

1. 土木総務費	48,201	△1,745	46,456				△1,745
計	48,201	△1,745	46,456				△1,745

(単位：千円)

節				説明
区分	金額	細節		
				パートタイム会計年度任用職員共済組合負担 金 37 パートタイム会計年度任用職員費用弁償 36

1. 報酬	132	非常勤職員報酬	132	①正規職員人件費 △2,150 一般職給 328 扶養手当 △342 住居手当 △672 通勤手当 △51 時間外勤務手当 29 児童手当 △660 期末手当 △328 勤勉手当 55 共済組合負担金 △270 共済組合追加費用 △295 旧恩給組合追加費用 △2 退職手当組合負担金 57 互助会負担金 1
2. 給料	510	一般職給	510	
3. 職員手当等	△1,943	扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 児童手当 期末手当 勤勉手当 地域手当	△342 △672 △51 29 △660 △308 55 6	△1,943
4. 共済費	△444	共済組合負担金 共済組合追加費用 旧恩給組合追加費用 退職手当組合負担金 互助会負担金	△210 △322 △2 89 1	②会計年度任用職員人件費 405 パートタイム会計年度任用職員報酬 132 フルタイム会計年度任用職員給 182 フルタイム会計年度任用職員期末手当 20 フルタイム会計年度任用職員地域手当 6 フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 60 フルタイム会計年度任用職員共済組合追加費用 △27 フルタイム会計年度任用職員退職手当組合負担金 32

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
2. 道路維持費	54,511	4,900	59,411			4,900
3. 道路新設改良費	147,403	△12	147,391			△12
計	213,526	4,888	218,414			4,888

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

2. 公園費	120,745	1,400	122,145				1,400
計	456,558	1,400	457,958				1,400

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

4. 災害対策費	49,745	△4,222	45,523				△4,222
----------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

(単位：千円)

節				説明	
区分	金額	細節			
10. 需用費	4,900	光熱水費	4,900	◎道路維持管理経費	4,900
				電気代	4,900
2. 給料	91	一般職給	91	◎正規職員人件費	△12
				一般職給	91
3. 職員手当等	△83	住居手当	△56	住居手当	△56
		時間外勤務手当	6	時間外勤務手当	6
		児童手当	△25	児童手当	△25
		期末手当	△127	期末手当	△127
		勤勉手当	116	勤勉手当	116
		地域手当	3	地域手当	3
4. 共済費	△20	共済組合負担金	115	共済組合負担金	115
		共済組合追加費用	△150	共済組合追加費用	△150
		旧恩給組合追加費用	△2	旧恩給組合追加費用	△2
		退職手当組合負担金	16	退職手当組合負担金	16
		互助会負担金	1	互助会負担金	1

10. 需用費	1,400	光熱水費	1,400	◎公園維持管理経費	1,400
				電気代	1,400

1. 報酬	△1,892	非常勤職員報酬	△1,892	◎正規職員人件費	△1,590
				一般職給	△754
2. 給料	△754	一般職給	△754	扶養手当	△198
				通勤手当	24

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
(災害対策費)								
計	746, 584	△4, 222	742, 362				△4, 222	

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	343, 429	17, 629	361, 058				17, 629
---------	----------	---------	----------	--	--	--	---------

(単位：千円)

節				説明
区分	金額	細節		
3. 職員手当等	△656	扶養手当 △198 通勤手当 24 時間外勤務手当 404 管理職特別勤務手当 160 児童手当 △120 期末手当 △743 勤勉手当 △154 地域手当 △29		時間外勤務手当 404 管理職特別勤務手当 160 児童手当 △120 期末手当 △332 勤勉手当 △154 地域手当 △29 共済組合負担金 △325 共済組合追加費用 △130
4. 共済費	△869	共済組合負担金 △561 共済組合追加費用 △166 共済組合事務費 △6 旧恩給組合追加費用 △1 退職手当組合負担金 △132 互助会負担金 △3		旧恩給組合追加費用 △1 退職手当組合負担金 △132 互助会負担金 △3 ◎会計年度任用職員人件費 △2,632 パートタイム会計年度任用職員報酬 △1,892 フルタイム会計年度任用職員期末手当 △16 パートタイム会計年度任用職員期末手当 △395 パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 △236 フルタイム会計年度任用職員共済組合追加費用 △36 パートタイム会計年度任用職員共済組合事務費 △6 パートタイム会計年度任用職員費用弁償 △51
8. 旅費	△51	費用弁償 △51		

1. 報酬	6, 549	非常勤職員報酬	6, 549	◎教育長人件費 △119 特別職期末手当 △32
2. 給料	7, 275	一般職給	7, 275	特別職共済組合負担金 △9 特別職共済組合追加費用 △79
3. 職員手当等	4, 768	扶養手当 住居手当	542 894	特別職旧恩給組合追加費用 △1 特別職互助会負担金 2

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
(事務局費)						

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明
		通勤手当 △80 時間外勤務手当 1,014 管理職手当 △636 管理職特別勤務手当 △80 児童手当 555 期末手当 799 勤勉手当 1,577 特別職期末手当 △32 地域手当 215	◎正規職員人件費 10,861 一般職給 6,496 扶養手当 542 住居手当 894 通勤手当 △80 時間外勤務手当 1,014 管理職手当 △636 管理職特別勤務手当 △80
4. 共済費	△963	共済組合負担金 △34 共済組合追加費用 △1,333 共済組合事務費 △13 旧恩給組合追加費用 △10 退職手当組合負担金 504 互助会負担金 10 特別職共済組合負担金 △9 特別職共済組合追加費用 △79 特別職旧恩給組合追加費用 △1 特別職互助会負担金 2	児童手当 555 期末手当 △273 勤勉手当 1,577 地域手当 192 共済組合負担金 1,449 共済組合追加費用 △1,244 共済組合事務費 21 旧恩給組合追加費用 △9 退職手当組合負担金 433 互助会負担金 10 ◎会計年度任用職員人件費 6,887 パートタイム会計年度任用職員報酬 6,549 フルタイム会計年度任用職員給 403 パートタイム会計年度任用職員給 376 フルタイム会計年度任用職員期末手当 27 パートタイム会計年度任用職員期末手当 1,045 フルタイム会計年度任用職員地域手当 12 パートタイム会計年度任用職員地域手当 11 フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 85 パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 △1,568 フルタイム会計年度任用職員共済組合追加費用 △89 パートタイム会計年度任用職員共済組合事務費 △34

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
(事務局費)						
計	344,424	17,629	362,053			17,629

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	218,333	13,114	231,447	1,534 (国) 1,534			11,580
計	250,801	13,114	263,915	1,534			11,580

(単位：千円)

節				説明
区分	金額	細節		
				フルタイム会計年度任用職員旧恩給組合追加費用△1 フルタイム会計年度任用職員退職手当組合負担金 71

1. 報酬	2, 086	非常勤職員報酬	2, 086	①用務員人件費 △36 一般職給 13 期末手当 △35 勤勉手当 28 共済組合負担金 26 共済組合追加費用 △71 退職手当組合負担金 3
2. 給料	13	一般職給	13	
3. 職員手当等	405	通勤手当 1 期末手当 376 勤勉手当 28		
4. 共済費	△4, 718	共済組合負担金 △4, 506 共済組合追加費用 △71 共済組合事務費 △144 退職手当組合負担金 3		②会計年度任用職員人件費 △2, 178 パートタイム会計年度任用職員報酬 2, 086 パートタイム会計年度任用職員通勤手当 1 パートタイム会計年度任用職員期末手当 411 パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 △4, 532 パートタイム会計年度任用職員共済組合事務費 △144
10. 需用費	15, 328	光熱水費	15, 328	③学校維持管理経費 15, 328 電気代 15, 328

## (款) 10. 教育費

## (項) 3. 中学校費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 学校管理費	154,856	7,432	162,288				7,432	
計	184,475	7,432	191,907				7,432	

## (款) 10. 教育費

## (項) 4. 幼稚園費

1. 幼稚園費	226,855	6,725	233,580				6,725
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

(単位：千円)

節				説明
区分	金額	細節		
1. 報酬	240	非常勤職員報酬	240	◎用務員人件費 △35 一般職給 12
2. 給料	89	一般職給	89	時間外勤務手当 1 期末手当 △34
3. 職員手当等	△6	時間外勤務手当 1 期末手当 △34 勤勉手当 26 地域手当 1		勤勉手当 26 地域手当 1 共済組合負担金 23 共済組合追加費用 △66
4. 共済費	△1,755	共済組合負担金 △1,623 共済組合追加費用 △66 共済組合事務費 △68 退職手当組合負担金 2		退職手当組合負担金 2 ◎会計年度任用職員人件費 △1,637 パートタイム会計年度任用職員給 77
10. 需用費	8,864	光熱水費	8,864	パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 △1,646 パートタイム会計年度任用職員共済組合事務費 △68 ◎学校維持管理経費 8,864 電気代 8,864 ◎施設整備費 240 中学校建設事業参与報酬 240

2. 給料	3,049	一般職給	3,049	◎教諭人件費 6,725 一般職給 3,049
3. 職員手当等	3,317	扶養手当 240 住居手当 312 通勤手当 188 時間外勤務手当 1,044 児童手当 240 期末手当 △266		扶養手当 240 住居手当 312 通勤手当 188 時間外勤務手当 1,044 児童手当 240 期末手当 △266

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
(幼稚園費)								
2. 幼稚園管理費	34,005	8,026	42,031				8,026	
計	260,860	14,751	275,611				14,751	

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

2. 文化振興費	115,823	7,236	123,059				7,236
3. 公民館費	10,930	888	11,818				888
計	146,955	8,124	155,079				8,124

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

2. 保健体育振興費	110,192	1,501	111,693				1,501
3. 学校給食費	299,517	△12,307	287,210		△12,000		△307
計	410,642	△10,806	399,836		△12,000		1,194

(単位：千円)

節				説明
区分	金額	細節		
		勤勉手当 1,461 地域手当 98		勤勉手当 1,461 地域手当 98
4. 共済費	359	共済組合負担金 2,057 共済組合追加費用 △2,248 共済組合事務費 △10 退職手当組合負担金 548 互助会負担金 12		共済組合負担金 2,057 共済組合追加費用 △2,248 共済組合事務費 △10 退職手当組合負担金 548 互助会負担金 12
10. 需用費	8,026	光熱水費 8,026	◎幼稚園維持管理経費 8,026 電気代 8,026	

10. 需用費	7,236	光熱水費 7,236	◎総合文化センター維持管理経費 7,236 電気代 7,236
10. 需用費	888	光熱水費 888	◎笹尾コミュニティーセンター経費 888 電気代 888

10. 需用費	1,501	光熱水費 1,501	◎総合体育館・武道館経費 1,501 電気代 1,501
10. 需用費	3,709	光熱水費 3,709	◎給食センター維持管理経費 △12,307 電気代 3,709
12. 委託料	△534	委託料 △534	設計監理委託料 △534 給食施設整備工事費 △15,482
14. 工事請負費	△15,482	工事請負費 △15,482	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末  
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前前年度末 現在高	前年度末現 在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1 普通債	千円 1,664,822	千円 2,014,951	千円 859,100	千円 147,598	千円 2,726,453
(1) 総務	93,768	89,902	26,200	3,866	112,236
(2) 民生	147,448	149,649	65,800	5,226	210,223
(3) 衛生	244,500	343,600	284,100	0	627,700
(4) 労働	50,100	50,100	37,400	0	87,500
(5) 農林水産	47,300	131,428	6,800	3,838	134,390
(6) 土木	600,136	593,672	38,700	81,769	550,603
(7) 消防	250,860	272,801	319,400	34,242	557,959
(8) 教育	230,710	383,799	80,700	18,657	445,842
2 災害復旧債	60,500	60,500	0	987	59,513
(1) 農林水産	14,400	14,400	0	987	13,413
(2) 公共土木	46,100	46,100	0	0	46,100
3 その他	4,732,939	4,790,253	416,000	401,028	4,805,225
(1) 減税補填債	55,637	38,258	0	14,198	24,060
(2) 臨時財政対策債	4,640,802	4,715,495	416,000	386,830	4,744,665
(3) 減収補填債	36,500	36,500	0	0	36,500
合 計	6,458,261	6,865,704	1,275,100	549,613	7,591,191

## 補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

### 1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3	23,568	9,487	4.35	33,055	11,347	44,402
	議 員	14	43,107	17,350	4.35	60,457	13,734	74,191
	その他の	427	42,357			42,357		42,357
	計	444	85,464	23,568	26,837	135,869	25,081	160,950
補正前	長 等	3	23,568	9,600	4.25	33,168	14,381	47,549
	議 員	14	43,107	17,556	4.25	60,663	13,734	74,397
	その他の	426	42,117			42,117		42,117
	計	443	85,224	23,568	27,156	135,948	28,115	164,063
比 較	長 等	0	0	△ 113	0.10	△ 113	△ 3,034	△ 3,147
	議 員	0	0	△ 206	0.10	△ 206	0	△ 206
	その他の	1	240			240		240
	計	1	240	0	△ 319		△ 79	△ 3,034
								△ 3,113

### 2 一般職

#### (1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 357 )							
	255	315,995	827,377	480,317	1,623,689	456,581	2,080,270	
補正前	( 351 )							
	254	289,902	808,406	468,396	1,566,704	463,150	2,029,854	
比 較	( 6 )							
	1	26,093	18,971	11,921	56,985	△ 6,569	50,416	

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしています。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	18,123	11,162	6,790	59,097	18,567	3,640	203,034
	補正前	17,250	11,266	6,714	57,351	15,723	2,880	206,257
	比 較	873	△ 104	76	1,746	2,844	760	△ 3,223
	区分	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	地域手当 (千円)				
	補正後	123,776	10,195	25,933				
	補正前	115,755	9,945	25,255				
	比 較	8,021	250	678				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 2 ) 210	694, 360	405, 709	1, 100, 069	370, 179	1, 470, 248	
補正前	( 2 ) 208	680, 954	395, 747	1, 076, 701	357, 706	1, 434, 407	
比 較	( 0 ) 2	13, 406	9, 962	23, 368	12, 473	35, 841	

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員について外書きしています。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	18, 123	8, 730	6, 790	51, 631	18, 567	3, 640	142, 339
	補正前	17, 250	8, 970	6, 714	49, 987	15, 723	2, 880	147, 218
	比 較	873	△ 240	76	1, 644	2, 844	760	△ 4, 879
職員手当の内訳	区分	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	地域手当 (千円)				
	補正後	123, 776	10, 175	21, 938				
	補正前	115, 755	9, 825	21, 425				
	比 較	8, 021	350	513				

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 355 ) 45	315, 995	133, 017	74, 608	523, 620	86, 402	610, 022	
補正前	( 349 ) 46	289, 902	127, 452	72, 649	490, 003	105, 444	595, 447	
比 較	( 6 ) △ 1	26, 093	5, 565	1, 959	33, 617	△ 19, 042	14, 575	

※ ( ) 内は、パートタイム会計年度任用職員について外書きしています。

職員手当の内訳	区分	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	児童手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補正後	2, 432	7, 466	60, 695	20	3, 995
	補正前	2, 296	7, 364	59, 039	120	3, 830
	比 較	136	102	1, 656	△ 100	165

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明		備考
報酬	26,093	その他の 増減分	26,093	職員構成の変動等	
給料	18,971	昇給に伴 う増加分	11,782	昇格等	
		その他の 増減分	7,189	職員構成の変動等	
職員手当	11,921	制度改正 に伴う増 減分	4,792	期末手当引き下げ及び勤勉手当引き上げ	
		その他の 増減分	7,129	職員構成の変動等	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職(一)	一般行政職(二)
令和4年 12月1日現在	平均給料月額(円)	290,256	229,019
	平均給与月額(円)	346,236	245,398
	平均年齢(歳)	40.2	53.9
令和3年 12月1日現在	平均給料月額(円)	290,705	223,913
	平均給与月額(円)	351,601	246,098
	平均年齢(歳)	40.2	52.9

ウ 級別職員数

区分	一般行政職(一)						一般行政職(二)		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年12月1日現在	7級	( ) 4	2.0	3級	( 2 ) 44	( 100.0 ) 21.8	3級	( ) 2	25.0
	6級	( ) 25	12.4	2級	( ) 54	( ) 26.7	2級	( ) 1	12.5
	5級	( ) 25	12.4	1級	( ) 31	( ) 15.3	1級	( ) 5	62.5
	4級	( ) 19	9.1	計	( 2 ) 202	( 100.0 ) 100.0	計	( ) 8	100.0
令和3年12月1日現在	7級	( ) 8	4.0	3級	( ) 26	( ) 12.9	3級	( ) 0	0.0
	6級	( ) 15	7.4	2級	( 1 ) 60	( 100.0 ) 31.4	2級	( ) 3	37.5
	5級	( ) 37	18.3	1級	( ) 35	( ) 17.3	1級	( ) 5	62.5
	4級	( ) 21	10.4	計	( 1 ) 202	( 100.0 ) 100.0	計	( ) 8	100.0

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員について外書きしています。

工 昇給

区分		合 計	代表的な職種	
			一般行政職(一)	一般行政職(二)
補正後	職員数 (A) (人)	210	202	8
	昇給に係る職員数 (B) (人)	182	175	7
	号給数別内訳	2号給(人)	11	8
		4号給(人)	171	167
		6号給(人)	0	0
		8号給(人)	0	0
	比率 (B) / (A) (%)	86.7	86.6	87.5
補正前	職員数 (A) (人)	208	200	8
	昇給に係る職員数 (B) (人)	177	170	7
	号給数別内訳	2号給(人)	8	5
		4号給(人)	169	165
		6号給(人)	0	0
		8号給(人)	0	0
	比率 (B) / (A) (%)	85.1	85.0	87.5

才 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の 級別による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.125) 2.150	(1.175) 2.250	(2.300) 4.400	有	
補正前	(1.125) 2.150	(1.125) 2.150	(2.250) 4.300	有	
国の制度	(1.125) 2.150	(1.175) 2.250	(2.300) 4.400	有	

※ ( ) 内は再任用職員の標準的な支給率

議案第 6 1 号

令和 4 年度 東員町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度東員町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,326 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,826,226 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
6. 繼入金	
	1. 繼入金
歳入合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
162,236	2,326	164,562
162,236	2,326	164,562
2,823,900	2,326	2,826,226

歲 出

款	項
1. 総務費	
	1. 総務管理費
5. 保健事業費	
	2. 保健事業費
歲出合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
31,135	2,177	33,312
25,853	2,177	28,030
32,179	149	32,328
6,402	149	6,551
2,823,900	2,326	2,826,226

## 提案理由

令和4年度本町国民健康保険特別会計既定予算を補正するについては、  
地方自治法第218条第1項及び同法第96条第1項第2号の規定により、  
議会の議決を経る必要がある。

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

#### 歳入

(単位:千円)

款	既定額	補正額	計
6. 繰入金	162,236	2,326	164,562
歳入合計	2,823,900	2,326	2,826,226

歳 出

款	既定額	補正額	計
1. 総務費	31, 135	2, 177	33, 312
5. 保健事業費	32, 179	149	32, 328
歳出合計	2, 823, 900	2, 326	2, 826, 226

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源		一般財源	
国県支出金	地方債	その他	
		2,177	
		149	
		2,326	

## 2. 歳入

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	既定額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	162, 236	2, 326	164, 562
計	162, 236	2, 326	164, 562

国民健康保険特別会計  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2. 職員給与費等繰入金	2,326	職員給与費等繰入金
		2,326

### 3. 歳出

#### (款) 1. 総務費

##### (項) 1. 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
1. 一般管理費	25,853	2,177	28,030			2,177 (繰入) 2,177
計	25,853	2,177	28,030			2,177

#### (款) 5. 保健事業費

##### (項) 2. 保健事業費

1. 保健事業費	6,402	149	6,551			149 (繰入) 149	
計	6,402	149	6,551			149	

(単位：千円)

節				説明
区分	金額	細節		
2. 給料	13	一般職給	13	◎正規職員人件費 2,177 一般職給 13
3. 職員手当等	2,284	時間外勤務手当 2,311 期末手当 △103 勤勉手当 76		時間外勤務手当 2,311 期末手当 △103 勤勉手当 76
4. 共済費	△120	共済組合負担金 4 共済組合追加費用 △125 旧恩給組合追加費用 △1 退職手当組合負担金 2		共済組合負担金 4 共済組合追加費用 △125 旧恩給組合追加費用 △1 退職手当組合負担金 2

1. 報酬	196	非常勤職員報酬	196	◎会計年度任用職員人件費 149 パートタイム会計年度任用職員報酬 196
3. 職員手当等	27	期末手当	27	パートタイム会計年度任用職員期末手当 27
4. 共済費	△12	共済組合事務費	△12	パートタイム会計年度任用職員共済組合事務費 △12
8. 旅費	△62	費用弁償	△62	パートタイム会計年度任用職員費用弁償 △62

## 補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

### 2 一般職

#### (1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(2) 2	3,604	7,742	7,916	19,262	5,045	24,307	
補正前	(2) 2	3,408	7,729	5,605	16,742	5,177	21,919	
比 較	(0) 0	196	13	2,311	2,520	△ 132	2,388	

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしています。

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	地域手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	318	136	336	2,853	2,307	1,484	240	242
	補正前	318	136	336	542	2,383	1,408	240	242
	比 較	0	0	0	2,311	△ 76	76	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 2	7,742	7,284	15,026	4,083	19,109	
補正前	( ) 2	7,729	5,000	12,729	4,203	16,932	
比較	( ) 0	13	2,284	2,297	△ 120	2,177	

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員について外書きしています。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	地域手当 (千円)
		補正後	318	136	336	2,853	1,675	1,484	240
	補正前	318	136	336	542	1,778	1,408	240	242
	比較	0	0	0	2,311	△ 103	76	0	0

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 2 ) 0	3,604	0	632	4,236	962	5,198	
補正前	( 2 ) 0	3,408	0	605	4,013	974	4,987	
比較	( 0 ) 0	196	0	27	223	△ 12	211	

※ ( ) 内は、パートタイム会計年度任用職員について外書きしています。

職員手当の内訳	区分	期末手当 (千円)
		補正後
	補正前	605
	比較	27

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
報酬	196	その他の 増減分	198 職員構成の変動等	
給料	13	その他の 増減分	13 職員構成の変動等	
職員手当	2,311	その他の 増減分	2,311 職員構成の変動等	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職(一)
令和4年 12月1日現在	平均給料月額(円)	322,575
	平均給与月額(円)	398,130
	平均年齢(歳)	41.0
令和3年 12月1日現在	平均給料月額(円)	313,238
	平均給与月額(円)	410,359
	平均年齢(歳)	40.0

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の 級別による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.125) 2.150	(1.175) 2.250	(2.300) 4.400	有	
補正前	(1.125) 2.150	(1.125) 2.150	(2.250) 4.300	有	
国の制度	(1.125) 2.150	(1.175) 2.250	(2.300) 4.400	有	

※( )内は再任用職員の標準的な支給率

議案第 6 2 号

令和 4 年度 東員町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度東員町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,189 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,831,561 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
3. 国庫支出金	
	1. 国庫負担金
	2. 国庫補助金
5. 県支出金	
	1. 県負担金
	2. 県補助金
7. 繰入金	
	1. 一般会計繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
350, 469	6, 684	357, 153
306, 646	4, 959	311, 605
43, 823	1, 725	45, 548
257, 112	5, 626	262, 738
239, 201	4, 763	243, 964
17, 911	863	18, 774
321, 219	△4, 121	317, 098
271, 219	△4, 121	267, 098
1, 823, 372	8, 189	1, 831, 561

歳 出

款	項
1. 総務費	
	1. 総務管理費
3. 地域支援事業費	
	3. 包括的支援事業・任意事業費
6. 諸支出金	
	1. 償還金及び加算金
	2. 繰出金
歳出合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
34,737	△4,984	29,753
17,051	△4,984	12,067
102,419	4,480	106,899
75,697	4,480	80,177
6,422	8,693	15,115
6,220	4,619	10,839
202	4,074	4,276
1,823,372	8,189	1,831,561

## 提案理由

令和4年度本町介護保険特別会計既定予算を補正するについては、地方自治法第218条第1項及び同法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

#### 歳入

(単位:千円)

款	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金	350,469	6,684	357,153
5. 県支出金	257,112	5,626	262,738
7. 繰入金	321,219	△4,121	317,098
歳入合計	1,823,372	8,189	1,831,561

歳 出

款	既定額	補正額	計
1. 総務費	34,737	△4,984	29,753
3. 地域支援事業費	102,419	4,480	106,899
6. 諸支出金	6,422	8,693	15,115
歳出合計	1,823,372	8,189	1,831,561

(単位 : 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		△4,984	
2,588		863	1,029
			8,693
2,588		△4,121	9,722

## 2. 歳入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	既定額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	306,646	4,959	311,605
計	306,646	4,959	311,605

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

2. 地域支援事業交付金（包括的支援事業等）	29,143	1,725	30,868
計	43,823	1,725	45,548

(款) 5. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 介護給付費負担金	239,201	4,763	243,964
計	239,201	4,763	243,964

(款) 5. 県支出金

(項) 2. 県補助金

2. 地域支援事業交付金（包括的支援事業等）	14,571	863	15,434
計	17,911	863	18,774

介護保険特別会計  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2. 介護給付費負担金（過年度分）	4,959	介護給付費負担金（過年度分） 4,959

1. 地域支援事業交付金（包括の支援事業等）（現年度分）	1,725	地域支援事業交付金（包括の支援事業等）（現年度分） 1,725

2. 介護給付費負担金（過年度分）	4,763	介護給付費負担金（過年度分） 4,763

1. 地域支援事業交付金（包括の支援事業等）（現年度分）	863	地域支援事業交付金（包括の支援事業等）（現年度分） 863

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	既定額	補正額	計
3. 地域支援事業繰入金 (包括的支援事業等)	14, 571	863	15, 434
5. その他一般会計繰入金	34, 737	△4, 984	29, 753
計	271, 219	△4, 121	267, 098

介護保険特別会計  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 地域支援事業繰入金（包括的支援事業等）（現年度分）	863	地域支援事業繰入金（包括的支援事業等）（現年度分） 863
1. その他一般会計繰入金	△4,984	その他一般会計繰入金 △4,984

### 3. 歳出

#### (款) 1. 総務費

##### (項) 1. 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 一般管理費	17,051	△4,984	12,067			△4,984 (繰入) △4,984		
計	17,051	△4,984	12,067			△4,984		

#### (款) 3. 地域支援事業費

##### (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

4. 在宅医療・介護連携推進事業費	10,121	518	10,639	300 (国) 200 (県) 100		100 (繰入) 100	118
6. 認知症総合支援事業費	10,387	3,962	14,349	2,288 (国) 1,525		763 (繰入) 763	911

(単位：千円)

節				説明
区分	金額	細節		
2. 給料	△1,869	一般職給	△1,869	◎正規職員人件費 一般職給
				△4,984 △1,869
3. 職員手当等	△1,802	扶養手当	△240	扶養手当
		通勤手当	△85	通勤手当
		時間外勤務手当	△131	時間外勤務手当
		期末手当	△757	期末手当
		勤勉手当	△525	勤勉手当
		地域手当	△64	地域手当
4. 共済費	△1,313	共済組合負担金	△839	共済組合負担金
		共済組合追加費用	△139	共済組合追加費用
		旧恩給組合追加費用	△1	旧恩給組合追加費用
		退職手当組合負担金	△327	退職手当組合負担金
		互助会負担金	△7	互助会負担金

2. 給料	300	一般職給	300	◎正規職員人件費 一般職給	518 300
3. 職員手当等	49	扶養手当	△120	扶養手当	△120
		通勤手当	62	通勤手当	62
		時間外勤務手当	44	時間外勤務手当	44
		期末手当	△23	期末手当	△23
		勤勉手当	81	勤勉手当	81
		地域手当	5	地域手当	5
4. 共済費	169	共済組合負担金	164	共済組合負担金	164
		共済組合追加費用	△48	共済組合追加費用	△48
		退職手当組合負担金	52	退職手当組合負担金	52
		互助会負担金	1	互助会負担金	1
1. 報酬	86	非常勤職員報酬	86	◎正規職員人件費 一般職給	3,871 1,967
2. 給料	1,967	一般職給	1,967	通勤手当	38
				時間外勤務手当	324

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源		その他		
				国県支出金	地方債			
(認知症総合支援事業費)				(県) 763				
計	75,697	4,480	80,177	2,588		863	1,029	

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 債還金及び加算金

2. 債還金	5,892	4,619	10,511				4,619
計	6,220	4,619	10,839				4,619

(款) 6. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

1. 一般会計繰出金	202	4,074	4,276				4,074
計	202	4,074	4,276				4,074

## 介護保険特別会計

(単位：千円)

節				説明
区分	金額	細節		
3. 職員手当等	853	通勤手当	38	期末手当 183
		時間外勤務手当	324	勤勉手当 238
		期末手当	194	地域手当 59
		勤勉手当	238	共済組合負担金 623
		地域手当	59	共済組合追加費用 △39
4. 共済費	1, 056	共済組合負担金	623	共済組合事務費 11
		共済組合追加費用	△39	退職手当組合負担金 457
		共済組合事務費	5	互助会負担金 10
		退職手当組合負担金	457	
		互助会負担金	10	④会計年度任用職員人件費 91 パートタイム会計年度任用職員報酬 86 パートタイム会計年度任用職員期末手当 11 パートタイム会計年度任用職員共済組合事務費 △6

22. 償還金利子 及び割引料	4, 619	償還金利子及び割引料	4, 619	④国庫負担金等返還金 4, 619 国庫負担金等返還金 4, 619

27. 繰出金	4, 074	繰出金	4, 074	④一般会計繰出金 4, 074 一般会計精算返還金 4, 069 一般会計事業繰出金 5

## 補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

### 1 一般職

#### (1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 1 ) 5	1,767	14,894	7,909	24,570	7,919	32,489	
補正前	( 1 ) 4	1,681	14,496	8,809	24,986	8,007	32,993	
比 較	( 0 ) 1	86	398	△ 900	△ 416	△ 88	△ 504	

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしています。

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	地域手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	300	226	336	1,253	2,934	2,403	0	457
	補正前	660	211	336	1,016	3,520	2,609	0	457
	比 較	△ 360	15	0	237	△ 586	△ 206	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 0 ) 5	14,894	7,673	22,567	7,452	30,019	
補正前	( 0 ) 4	14,496	8,584	23,080	7,534	30,614	
比 較	( 0 ) 1	398	△ 911	△ 513	△ 82	△ 595	

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員について外書きしています。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	地域手当 (千円)
		扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補正後	300	226	336	1,253	2,698	2,403	0	457
	補正前	660	211	336	1,016	3,295	2,609	0	457
	比 較	△ 360	15	0	237	△ 597	△ 206	0	0

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 1 ) 0	1,767	0	236	2,003	467	2,470	
補正前	( 1 ) 0	1,681	0	225	1,906	473	2,379	
比 較	( 0 ) 0	86	0	11	97	△ 6	91	

※ ( ) 内は、パートタイム会計年度任用職員について外書きしています。

職員手当の内訳	区分	期末手当 (千円)
		期末手当 (千円)
	補正後	236
	補正前	225
	比 較	11

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	398	その他の 増減分	398 職員構成の変動等	
職員手当	△ 900	制度改正 に伴う増 減分	△ 792 期末手当引き下げ及び勤勉手当引き上げ	
		その他の 増減分	△ 108 職員構成の変動等	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職(一)
令和4年 12月1日現在	平均給料月額(円)	248,210
	平均給与月額(円)	287,511
	平均年齢(歳)	35.4
令和3年 12月1日現在	平均給料月額(円)	297,106
	平均給与月額(円)	347,097
	平均年齢(歳)	37.8

ウ 級別職員数

区分	一般行政職(一)					
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年12月1日現在	7級	( )	( )	3級	( )	( )
	6級	( )	( )	2級	2	40.0
	5級	( ) 1	( ) 20.0	1級	2	40.0
	4級	( )	( ) 0.0	計	5	100.0
令和3年12月1日現在	7級	( )	( )	3級	( )	( )
	6級	( )	( )	2級	2	50.0
	5級	( ) 1	( ) 25.0	1級	( )	( ) 0.0
	4級	( ) 1	( ) 25.0	計	4	100.0

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の級別による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.125) 2.150	(1.175) 2.250	(2.300) 4.400	有	
補正前	(1.125) 2.150	(1.125) 2.150	(2.250) 4.300	有	
国の制度	(1.125) 2.150	(1.175) 2.250	(2.300) 4.400	有	

※( )内は再任用職員の標準的な支給率

議案第 63 号

令和4年度 東員町水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度東員町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 水道事業費用	314,189千円	17,974千円	332,163千円
第1項 営業費用	305,720千円	17,974千円	323,694千円

令和 4年12月 1日提出

令和 4年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

## 提案理由

令和4年度本町水道事業会計既定予算を補正するについては、地方自治法第218条第1項及び同法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がある。

# 水道事業会計 補正予算（第1号）に関する説明書

令和4年度 東員町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画  
収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円) 税込

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費 用			314,189	17,974	332,163	
	1 営業費用		305,720	17,974	323,694	
		1 原水及び 1 淨水費	66,421	17,974	84,395	動力費

# 令和4年度 東員町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31まで)

(単位：千円)

## 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 15,262
減価償却費	148,571
長期前受金戻入額	△ 37,899
受取利息及び配当金	△ 481
支払利息及び企業債取扱諸費	6,808
固定資産除却費	1,751
未収金の増減額	6,238
貯蔵品の増減額	△ 163
前払費用の増減額	△ 7
未払金の増減額	5,625
引当金の増減額	<u>51</u>
小計	115,232
受取利息及び配当金	481
支払利息及び企業債取扱諸費	<u>△ 6,808</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	108,905

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 167,426
有形固定資産の売却による収入	1
負担金による収入	<u>2,250</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 165,175

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費の財源に充てるための企業債による収入	92,500
建設改良費の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 25,402</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	67,098
資金増減額	10,828
資金期首残高	<u>819,231</u>
資金期末残高	<u>830,059</u>

令和4年度 東員町水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資

(1) 有形固定資産

イ 土 地	89,143
ロ 建 物	320,259
△ 減価償却累計額	△ 275,630
ハ 構 築 物	5,362,932
△ 減価償却累計額	△ 3,550,959
ニ 機 械 及 び 装 置	1,633,688
△ 減価償却累計額	△ 1,048,892
ホ 車両及び運搬具	2,920
△ 減価償却累計額	△ 2,729
ヘ 工具器具及び備	5,832
△ 減価償却累計額	△ 5,398
ト 建 設 仮 勘 定	251,232
有形固定資産合	2,782,398

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権	231
無形固定資産合	231

(3) 投資その他の資産

イ 投 資 有 価 証 券	100,000
投資その他の資産合計	100,000
固定資産合計	2,882,629

2 流 動 資 产

(1) 現 金 預 金	830,059
(2) 未 収 金	6,166
貸 倒 引 当 金	△ 100
(3) 貯 藏 品	6,418
(4) 前 払 費 用	172
流 動 資 产 合 計	842,715
資 产 合 計	3,725,344

(単位：千円)

## 負 債 の 部

### 3 固 定 負 債

#### (1) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	<u>853,595</u>	
企 業 債 合 計	<u>853,595</u>	
固定負債合計		853,595

### 4 流 動 負 債

#### (1) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	<u>20,740</u>	
企 業 債 合 計		20,740

#### (2) 未 払 金

#### (3) 引 当 金

イ賞与等引当金	<u>2,949</u>	
引 当 金 合 計		2,949

#### (4) その他の流動負債

流動負債合計		119,991
--------	--	---------

### 5 繰 延 収 益

#### (1) 長 期 前 受 金

#### (2) 長期前受金収益化累計額

繰延収益合計		<u>534,053</u>
負 債 合 計		<u>1,507,639</u>

## 資 本 の 部

6 資 本 金	773, 693
7 剰 余 金	
(1) 資 本 剰 余 金	
イ 受贈財産評価額	7, 096
ロ 工事負担金	<u>986, 174</u>
資本剰余金合計	993, 270
(2) 利 益 剰 余 金	
イ 減債積立金	266, 900
ロ 建設改良積立金	198, 977
ハ 当年度未処理欠損金	<u>15, 135</u>
利益剰余金合計	<u>450, 742</u>
剩 余 金 合 計	<u>1, 444, 012</u>
資 本 合 計	<u>2, 217, 705</u>
負債資本合計	<u><u>3, 725, 344</u></u>

# 補正予算参考資料

令和4年度 東員町水道事業会計補正予算実施計画明細  
収 益 的 収 入 及 び 支 出  
支 出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用		314,189	17,974	332,163
1 営 業 費 用		305,720	17,974	323,694
	1 原 水 及 び 淨 水 費	66,421	17,974	84,395

(単位：千円) 税込

節	金額	内訳 説明
7 動力費	84,395	施設電力料及び燃料費 84,395